

## 第一号様式



## 【表紙】

【提出書類】(2)

変更報告書 No. 8

【根拠条文】

法第 27 条の 25 第 1 項

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】(3)

ドイツエ・セキュア証券株式会社 東京支店

日本における代表者 代表取締役社長 山王パークタワー

【住所又は本店所在地】(3)

東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号

山王パークタワー

【報告義務発生日】(4)

平成 17 年 4 月 1 日

【提出日】

平成 17 年 4 月 8 日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 4

【提出形態】(5)

連名

## 第 1 【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	(株)ロプロ
会社コード	8577
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証、大証
本店所在地	京都府京都市下京区七条御所ノ内中町 60 番地

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者（大量保有者）／1】(7)

#### (1)【提出者の概要】(8)

##### ①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ドイツ銀行 ロンドン支店（Deutsche Bank AG, London Branch）
住所又は本店所在地	Great Winchester House, 1 Great Winchester Street, EC2N 2DB London, England, UK
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	昭和27年9月27日
代表者氏名	ヨゼフ アッカーマン（Josef Ackermann）
代表者役職	ドイツ銀行取締役会会長兼グループ経営執行委員会会長
事業内容	銀行業

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ドイチュ・セキュリティーズ・リミテッド 東京支店 コンプライアンス部 梶谷 英生
電話番号	03-5156-7743

#### (2)【保有目的】(9)

証券業務の一部としてのトレーディング及び株券貸借取引

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

## ① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項 本文	法第 27 条の 23 第 3 項 第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券 (株)	3, 415, 092		
新株引受権証券 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B 7, 259, 815	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C 739, 243	—	I
対象有価証券バックワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合 計 (株)	M 11, 414, 150	N -	O -
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P -		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 11, 414, 150		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 7, 999, 058		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成 17 年 3 月 31 日現在)	S 113, 909, 652
上記提出者の株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	9.36
直前の報告書に記載された株券等 保有割合 (%)	9.00

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】 (11)

年 月 日	株券等の種類	数 量	取得又は処分の別	単価
2005 年 2 月 1 日	普通株	211, 300	取得	782.09
2005 年 2 月 1 日	普通株	201, 900	処分	782.66
2005 年 2 月 1 日	新株予約権付社債券	130, 378	取得	107.00
2005 年 2 月 1 日	新株予約権付社債券	130, 378	処分	108.25
2005 年 2 月 1 日	新株予約権付社債券	75, 187	処分	119.00
2005 年 2 月 1 日	普通株	47, 000	処分	貸借
2005 年 2 月 2 日	普通株	544, 800	取得	814.65
2005 年 2 月 2 日	普通株	519, 800	処分	814.54
2005 年 2 月 2 日	新株予約権付社債券	749, 674	取得	111.83
2005 年 2 月 2 日	新株予約権付社債券	1, 173, 403	処分	112.22
2005 年 2 月 2 日	普通株	15, 000	処分	貸借
2005 年 2 月 3 日	普通株	81, 500	処分	899.48

2005年2月3日	普通株	100,000	取得	貸借
2005年2月3日	新株予約権付社債券	651,890	取得	115.20
2005年2月4日	普通株	177,900	取得	849.91
2005年2月4日	普通株	81,400	処分	850.64
2005年2月4日	普通株	29,054	取得	貸借
2005年2月7日	普通株	56,600	取得	857.76
2005年2月7日	普通株	46,600	処分	857.43
2005年2月7日	新株予約権付社債券	75,187	処分	貸借
2005年2月8日	普通株	4,000	取得	857.25
2005年2月8日	普通株	4,000	処分	857.25
2005年2月8日	普通株	45,000	取得	貸借
2005年2月9日	普通株	5,200	取得	872.67
2005年2月9日	普通株	28,100	処分	875.14
2005年2月9日	普通株	36,100	取得	貸借
2005年2月10日	普通株	20,300	取得	891.82
2005年2月10日	普通株	14,000	処分	894.64
2005年2月14日	普通株	30,000	取得	918.00
2005年2月14日	普通株	163,500	処分	913.00
2005年2月14日	新株予約権付社債券	260,756	取得	119.90
2005年2月14日	新株予約権付社債券	651,890	処分	119.38
2005年2月14日	新株予約権付社債券	326,957	取得	149.50
2005年2月15日	普通株	151,300	取得	897.69
2005年2月15日	普通株	109,400	処分	897.66
2005年2月15日	普通株	69,400	取得	貸借
2005年2月15日	新株予約権付社債券	130,378	取得	118.50
2005年2月16日	普通株	86,000	取得	896.23
2005年2月16日	普通株	43,057	処分	896.20
2005年2月16日	普通株	326,957	取得	転換
2005年2月16日	新株予約権付社債券	326,957	処分	転換
2005年2月17日	普通株	111,900	取得	882.36
2005年2月17日	普通株	29,600	処分	879.57
2005年2月18日	普通株	40,800	取得	887.13
2005年2月18日	普通株	100	処分	876.00
2005年2月21日	普通株	7,600	取得	891.95
2005年2月21日	新株予約権付社債券	325,945	取得	117.80
2005年2月22日	普通株	30,000	取得	883.32
2005年2月22日	普通株	163,478	取得	転換
2005年2月22日	新株予約権付社債券	325,945	処分	118.25
2005年2月22日	新株予約権付社債券	163,478	処分	転換

2005年2月23日	普通株	15,800	取得	875.96
2005年2月23日	新株予約権付社債券	130,378	取得	116.88
2005年2月24日	普通株	20,800	取得	891.76
2005年2月24日	普通株	100,000	処分	900.00
2005年2月24日	新株予約権付社債券	225,563	取得	134.68
2005年2月25日	普通株	77,200	取得	895.34
2005年2月28日	普通株	22,000	取得	899.09
2005年2月28日	普通株	22,000	処分	900.00
2005年2月28日	普通株	225,563	取得	轉換
2005年2月28日	新株予約権付社債券	225,563	処分	轉換
2005年3月1日	普通株	115,900	取得	901.51
2005年3月1日	普通株	200,000	処分	902.00
2005年3月1日	新株予約権付社債券	49,043	取得	146.80
2005年3月2日	普通株	705,400	取得	916.04
2005年3月2日	普通株	792,615	処分	917.80
2005年3月2日	普通株	653,915	取得	轉換
2005年3月2日	新株予約権付社債券	599,738	処分	121.26
2005年3月2日	新株予約権付社債券	604,872	取得	150.35
2005年3月2日	新株予約権付社債券	653,915	処分	轉換
2005年3月3日	普通株	103,500	取得	914.97
2005年3月3日	普通株	70,078	処分	915.33
2005年3月4日	普通株	306,100	取得	915.46
2005年3月4日	普通株	574,100	処分	915.81
2005年3月7日	普通株	162,400	取得	958.06
2005年3月7日	普通株	162,400	処分	958.06
2005年3月8日	普通株	48,500	取得	954.80
2005年3月8日	普通株	172,563	処分	956.21
2005年3月8日	普通株	14,400	取得	貸借
2005年3月8日	新株予約権付社債券	325,944	取得	125.00
2005年3月9日	普通株	66,900	取得	945.25
2005年3月9日	普通株	46,100	処分	949.26
2005年3月10日	普通株	220,300	取得	937.60
2005年3月10日	普通株	165,800	処分	937.07
2005年3月11日	普通株	316,000	取得	922.35
2005年3月11日	普通株	259,000	処分	922.22
2005年3月14日	普通株	106,300	取得	906.87
2005年3月14日	普通株	100,100	処分	910.51
2005年3月15日	普通株	167,900	取得	923.67
2005年3月15日	普通株	122,900	処分	925.83

2005年3月15日	普通株	1,000	処分	貸借
2005年3月16日	普通株	211,300	取得	909.04
2005年3月16日	普通株	1,800	処分	914.83
2005年3月16日	普通株	25,100	処分	貸借
2005年3月16日	新株予約権付社債券	260,755	処分	121.88
2005年3月17日	普通株	57,900	取得	887.57
2005年3月17日	普通株	32,000	処分	900.63
2005年3月17日	新株予約権付社債券	65,189	取得	119.38
2005年3月18日	普通株	50,800	取得	889.91
2005年3月18日	普通株	7,400	処分	881.00
2005年3月18日	普通株	1,436,662	処分	貸借
2005年3月23日	普通株	9,300	取得	893.29
2005年3月23日	普通株	50,000	処分	900.00
2005年3月23日	新株予約権付社債券	65,188	取得	119.50
2005年3月23日	普通株	10,000	処分	貸借
2005年3月24日	普通株	2,700	取得	895.00
2005年3月28日	普通株	100,000	取得	905.00
2005年3月28日	普通株	200,000	処分	905.00
2005年3月29日	普通株	100,000	処分	912.00
2005年3月29日	新株予約権付社債券	325,945	取得	120.75
2005年3月29日	普通株	25,100	処分	貸借
2005年3月30日	普通株	194,400	取得	888.58
2005年3月30日	普通株	136,100	処分	895.90
2005年3月31日	普通株	62,400	取得	879.37
2005年3月31日	普通株	261,200	処分	884.33
2005年3月31日	新株予約権付社債券	391,134	取得	118.73
2005年4月1日	普通株	560,000	取得	862.73
2005年4月1日	普通株	416,500	処分	863.35

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

保有株券の内、2,781,792株は消費貸借によるものである

(6) 【保有株券等の取得資金】(13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	2,254,416
借入金額計(U)(千円)	-
その他金額計(V)(千円)	-

上記(V)の内訳	-
取得資金合計(千円) (T+U+V)	2,254,416

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

## 第2【提出者に関する事項】

### 2【提出者（大量保有者）／2】(7)

#### (1)【提出者の概要】(8)

##### ①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ドイチェ・セキュリティーズ・リミテッド 東京支店
住所又は本店所在地	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	昭和51年10月1日
代表者氏名	ジョン マクファーレン (John Macfarlane)
代表者役職	日本における代表者
事業内容	証券業

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ドイチェ・セキュリティーズ・リミテッド 東京支店 コンプライアンス部 梶谷 英生
電話番号	03-5156-7743

#### (2)【保有目的】(9)

証券業務の一部としてのトレーディング及び株券貸借取引



## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

## ① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項 本文	法第 27 条の 23 第 3 項 第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券 (株)	1, 952, 421		
新株引受権証券 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券バックラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合 計 (株)	M 1, 952, 421	N -	O -
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P -		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 1, 952, 421		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R -		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成 17 年 3 月 31 日現在)	S 113, 909, 652
上記提出者の株券等保有割合 (%) (Q / (R+S) × 100)	1. 71
直前の報告書に記載された株券等 保有割合 (%)	0. 22

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】 (11)

年 月 日	株券等の種類	数 量	取得又は処分の別	単価
2005 年 2 月 1 日	普通株	15, 100	処分	775. 11
2005 年 2 月 2 日	普通株	600	取得	812. 00
2005 年 2 月 2 日	普通株	500	処分	816. 00
2005 年 2 月 3 日	普通株	50, 200	取得	908. 18
2005 年 2 月 3 日	普通株	51, 200	処分	889. 93
2005 年 2 月 4 日	普通株	300	取得	854. 00
2005 年 2 月 4 日	普通株	400	処分	854. 75
2005 年 2 月 7 日	普通株	15, 300	取得	860. 60
2005 年 2 月 7 日	普通株	15, 300	処分	859. 87
2005 年 2 月 8 日	普通株	200	取得	868. 00
2005 年 2 月 8 日	普通株	800	処分	858. 75
2005 年 2 月 9 日	普通株	900	処分	872. 33

2005年2月10日	普通株	300	処分	898.00
2005年2月14日	普通株	1,000	取得	910.00
2005年2月14日	普通株	300	処分	910.33
2005年2月15日	普通株	500	取得	890.20
2005年2月15日	普通株	900	処分	910.67
2005年2月16日	普通株	700	取得	894.00
2005年2月16日	普通株	300	処分	897.33
2005年2月18日	普通株	1,100	処分	880.27
2005年2月21日	普通株	300	処分	890.00
2005年2月22日	普通株	2,600	処分	883.88
2005年2月23日	普通株	500	処分	875.20
2005年2月24日	普通株	1,400	取得	893.14
2005年2月24日	普通株	700	処分	885.00
2005年2月28日	普通株	22,000	取得	900.00
2005年2月28日	普通株	24,000	処分	900.05
2005年3月1日	普通株	100,700	取得	902.02
2005年3月1日	普通株	100,300	処分	902.00
2005年3月2日	普通株	700	処分	900.00
2005年3月3日	普通株	300	取得	917.00
2005年3月3日	普通株	300	処分	915.00
2005年3月4日	普通株	273,200	取得	916.00
2005年3月4日	普通株	274,300	処分	915.98
2005年3月7日	普通株	521	取得	943.60
2005年3月7日	普通株	300	処分	926.00
2005年3月8日	普通株	300	取得	955.00
2005年3月8日	普通株	100	処分	957.00
2005年3月9日	普通株	300	処分	922.00
2005年3月10日	普通株	85,800	取得	942.02
2005年3月10日	普通株	72,100	処分	938.54
2005年3月11日	普通株	5,400	取得	935.19
2005年3月11日	普通株	700	処分	920.00
2005年3月14日	普通株	4,600	処分	918.89
2005年3月15日	普通株	300	取得	941.00
2005年3月15日	普通株	2,000	処分	925.60
2005年3月16日	普通株	4,700	処分	916.94
2005年3月17日	普通株	3,900	処分	892.74
2005年3月18日	普通株	1,300	処分	889.38
2005年3月18日	普通株	1,400,000	処分	貸借
2005年3月22日	普通株	100	取得	889.00

2005年3月22日	普通株	1,100	処分	888.36
2005年3月23日	普通株	161,300	取得	903.02
2005年3月23日	普通株	182,200	処分	901.74
2005年3月24日	普通株	4,800	処分	903.10
2005年3月25日	普通株	1,000	取得	913.60
2005年3月28日	普通株	100	取得	904.00
2005年3月29日	普通株	101,100	取得	911.91
2005年3月29日	普通株	100,000	処分	912.00
2005年3月30日	普通株	1,200	取得	877.00
2005年3月30日	普通株	1,500	処分	875.40
2005年3月31日	普通株	230,000	取得	885.00
2005年4月1日	普通株	400	取得	866.00
2005年4月1日	普通株	400	処分	860.00
2005年4月1日	普通株	1,500,000	取得	貸借

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

保有株券の内、1,704,300株は消費貸借によるものである

(6) 【保有株券等の取得資金】(13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	220,014
借入金額計(U)(千円)	-
その他金額計(V)(千円)	-
上記(V)の内訳	-
取得資金合計(千円) (T+U+V)	220,014

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						

③ 【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

## 第2【提出者に関する事項】

### 3【提出者（大量保有者）／3】(7)

#### (1)【提出者の概要】(8)

##### ①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ドイチェバンク セキュリティーズ インク (Deutsche Bank Securities Inc.)
住所又は本店所在地	60 Wall Street, New York, NY10005, U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	昭和60年6月6日
代表者氏名	ジェームス ティーバーン ジュニア (James T. Byrne Jr.)
代表者役職	取締役
事業内容	証券業

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ドイチュ・セキュリティーズ・リミテッド 東京支店 コンプライアンス部 梶谷 英生
電話番号	03-5156-7743

#### (2)【保有目的】(9)

証券業務の一部としての株券貸借取引
-------------------

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

## ① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項 本文	法第 27 条の 23 第 3 項 第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券 (株)	1, 117, 800		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券バックドラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合 計 (株)	M 1, 117, 800	N -	O -
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P -		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 1, 117, 800		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R -		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成 17 年 3 月 31 日現在)	S 113, 909, 652
上記提出者の株券等保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)	0.98
直前の報告書に記載された株券等 保有割合 (%)	1.03

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】 (11)

年 月 日	株券等の種類	数 量	取得又は処分の別	単価
2005 年 2 月 1 日	普通株	47, 000	処分	貸借
2005 年 2 月 2 日	普通株	15, 000	処分	貸借
2005 年 2 月 3 日	普通株	100, 000	取得	貸借
2005 年 2 月 9 日	普通株	13, 900	処分	貸借
2005 年 2 月 14 日	普通株	122, 700	取得	918.86
2005 年 2 月 14 日	普通株	122, 700	処分	918.86
2005 年 2 月 15 日	普通株	58, 000	取得	894.01
2005 年 2 月 15 日	普通株	58, 000	処分	894.01
2005 年 2 月 15 日	普通株	100	取得	貸借
2005 年 2 月 17 日	普通株	32, 300	取得	880.42
2005 年 2 月 17 日	普通株	32, 300	処分	880.42
2005 年 3 月 7 日	普通株	21	処分	958.00

2005年3月8日	普通株	14,400	取得	貸借
2005年3月15日	普通株	1,000	処分	貸借
2005年3月18日	普通株	9,000	処分	貸借
2005年3月22日	普通株	25,100	処分	貸借
2005年3月23日	普通株	10,000	処分	貸借
2005年3月29日	普通株	25,100	処分	貸借

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

保有株券の1,117,800株は消費貸借によるものである

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額(T) (千円)	-
借入金額計(U) (千円)	-
その他金額計(V) (千円)	-
上記(V)の内訳	-
取得資金合計(千円) (T+U+V)	-

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						

③ 【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

## 第2【提出者に関する事項】

### 4【提出者（大量保有者）／4】(7)

#### (1)【提出者の概要】(8)

##### ①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ディーダブリューエス インベストメント ゲーエムベーハー (DWS Investment GmbH)
住所又は本店所在地	Grueneburgweg 113-115, 60612 Frankfurt am Main, Germany
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	昭和30年5月22日
代表者氏名	ウド ベーレンヴェルト (Udo Behrenwaldt)
代表者役職	代表取締役
事業内容	投資信託業

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ドイチェ・セキュリティーズ・リミテッド 東京支店 コンプライアンス部 梶谷 英生
電話番号	03-5156-7743

#### (2)【保有目的】(9)

投資一任契約その他の契約に基づく顧客資産の運用を目的とした保有
---------------------------------

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

## ① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項 本文	法第 27 条の 23 第 3 項 第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券 (株)			1, 216, 100
新株引受権証券 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券カードラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合 計 (株)	M -	N -	O 1, 216, 100
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P -		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 1, 216, 100		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R -		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成 17 年 3 月 31 日現在)	S 113, 909, 652
上記提出者の株券等保有割合 (%) (Q / (R+S) × 100)	1. 07
直前の報告書に記載された株券等 保有割合 (%)	1. 07

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】 (11)

年 月 日	株券等の種類	数 量	取得又は処分の別	単価
2005 年 2 月 3 日	普通株	300, 000	取得	814. 86
2005 年 2 月 4 日	普通株	600, 000	取得	887. 25
2005 年 2 月 7 日	普通株	316, 100	取得	849. 41

## (5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

なし
----

## (6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

## ① 【取得資金の内訳】



自己資金額(T) (千円)	-
借入金額計(U) (千円)	-
その他金額計(V) (千円)	1,045,306
上記(V)の内訳	-
取得資金合計(千円) (T+U+V)	1,045,306

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

### 第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

### 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

#### 1【提出者及び共同保有者】

- |     |   |
|-----|---|
| (1) | ドイツ銀行 ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)        |
| (2) | ドイチェ・セキュリティーズ・リミテッド 東京支店                              |
| (3) | ドイチェ バンク セキュリティーズ インク (Deutsche Bank Securities Inc.) |
| (4) | ディーダブリューエス インベストメント ゲーエムベアー (DWS Investment GmbH)     |

#### 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

##### (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	6,485,313		1,216,100
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B 7,259,815	—	H
新株予約権付社債券(株)	C 739,243	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 14,484,371	N —	O 1,216,100
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P —		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 15,700,471		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 7,999,058		

##### (2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年3月31日現在)	S 113,909,652
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	12.88
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	11.18



## POWER OF ATTORNEY

Deutsche Bank AG London  
23 Great Winchester Street  
London EC2P 2AX

Tel +44 20 7545 8000

Fax +44 20 7547 6018

BY THIS DEED, DEUTSCHE BANK AKTIENGESELLSCHAFT, a corporation duly organised and existing under the law of the Federal Republic of Germany and having its principal place of business at Taunusanlage 12 in the City of Frankfurt (Main) and operating in the United Kingdom under branch number BR000005 at Winchester House, 1 Great Winchester Street, London, EC2N 2DB (the "Company") through its attorneys HEREBY APPOINTS the person named in Schedule 1 to be our true and lawful attorney (the "Attorney") who is authorised to execute and deliver on behalf of and in the name of the Company the documents described in Schedule 2 and to do any and all other acts and things as they may deem necessary or incidental in relation thereto AND the Company hereby undertakes to ratify everything which an Attorney shall lawfully do or purport to do in connection therewith. This Deed shall cease to have effect from the date given in Schedule 3. This Deed shall be governed by and construed in accordance with English law.

### Schedule 1

Mr. John Macfarlane  
Branch Manager  
Deutsche Securities Limited, Tokyo Branch  
Sanno Park Tower  
2-11-1 Nagatacho  
Chiyoda-ku, Tokyo 100-6171  
Japan

### Schedule 2

1. to make and submit the Notification of the Standardized Dates stipulated in Article 27-26, Paragraph 3 of the Japanese Securities and Exchange Act;
2. to make and submit Reports and Notifications stipulated in the Japanese Securities and Exchange Act, Chapter 2-3 the "Disclosure Requirements for the Situation of Substantial Ownership of Shares etc.";
3. to send copies of such Notification and Reports; and
4. to submit Subsequent Reports concerning the same issue.

### Schedule 3

12 months from the date of this Deed.

IN WITNESS WHEREOF the Company has executed and delivered this Power of Attorney as a Deed on the 05 day of JANUARY 2005.

EXECUTED as a DEED for and on behalf of DEUTSCHE BANK AG by its duly appointed attorneys:

Authorised "A" Signatory  
Mr Andrew Sowler  
Managing Director  
Compliance UK

Authorised "A" Signatory  
Mr Gary Toner  
Head of Central Compliance and Chief Operating Officer  
Compliance UK

In the presence of:

Anthony Cox  
Winchester House  
1 Great Winchester Street  
London  
EC2N 2DB

Anthony Cox  
Winchester House  
1 Great Winchester Street  
London  
EC2N 2DB

委任状

ドイツ銀行 ロンドン支店  
名称 (Deutsche Bank AG, London Branch)

---

当社は、下記の者を代理人と定め、日本国における証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する権限を委任する。

記

1. 代理人の所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
山王パークタワー

---

  2. 代理人の名称 ドイツ・セキュリティーズ・リミテッド  
東京支店  
代表者 日本における代表者 ジョン マクファーレン
- 

以上

Deutsche Bank Securities Inc.  
Global Equities - Compliance  
60 Wall Street  
New York, NY 10005

Tel 1 + (212) 250-2500

**DEUTSCHE BANK SECURITIES INC.**

**POWER OF ATTORNEY**

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS that Deutsche Bank Securities Inc., a corporation duly organized and existing under the laws of the State of Delaware, United States of America, with its principal office located at 60 Wall Street, New York, New York, 10005 U.S.A., does hereby constitute and appoint Mr. John Macfarlane, Branch Manager, Deutsche Securities Limited, Tokyo Branch, Sanno Park Tower, 2-11-1, Nagatacho, Chiyoda-ku, Tokyo 100-6171, Japan, to be its true and lawful attorney-in-fact with the full power and authority to do the following acts:

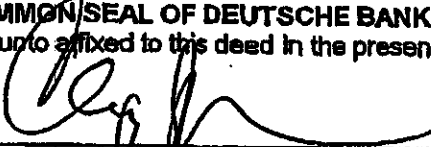
1. to make and submit the Notification of the Standardized Dates stipulated in Article 27-26, Paragraph 3 of the Japanese Securities and Exchange Act;
2. to make and submit Reports and Notifications stipulated in the Japanese Securities and Exchange Act, Chapter 2-3 the "Disclosure Requirements for the Situation of Substantial Ownership of Shares etc.";
3. to send copies of such Notification and Reports; and
4. to submit Subsequent Reports concerning the same issue.

The powers conferred upon the attorney-in-fact may be rescinded by the Corporation at any time and shall terminate automatically when any such attorney-in-fact ceases to be employed by Deutsche Securities Limited, Tokyo Branch.

This Power of Attorney is effective November 26, 2004 and expires one year from the date hereof.

IN WITNESS WHEREOF, Deutsche Bank Securities Inc. has caused this Power of Attorney to be executed and delivered by duly authorized officers on this 30<sup>th</sup> day of November, 2004.

THE COMMON SEAL OF DEUTSCHE BANK SECURITIES INC. was hereunto affixed to this deed in the presence of:

  
 \_\_\_\_\_  
 Christopher J. Mahon  
 Managing Director

  
 \_\_\_\_\_  
 John J. Rioux  
 Managing Director

STATE OF NEW YORK                    )  
   ) ss.:  
 COUNTY OF NEW YORK                )

On 30<sup>th</sup> day of November in the year 2004 before me, the undersigned, a Notary Public in and for said state, personally appeared Christopher J. Mahon and John J. Rioux, personally known to me or proved to me on the basis of satisfactory evidence to be the individuals whose names are subscribed to the within instrument and acknowledged to me that they executed the same in their capacities, and that by their signatures on the instrument, the individuals, or the person upon behalf of which the individuals acted, executed the instrument.

[SEAL]

SONJA K. OLSEN  
 Notary Public, State Of New York  
 No. 01014974457  
 Qualified in New York County  
 Commission Expires November 13, 2006

  
 \_\_\_\_\_  
 Notary Public

委 任 状

名 称 ドイチェ バンク セキュリティーズ インク  
(Deutsche Bank Securities Inc.)

---

当社は、下記の者を代理人と定め、日本国における証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する権限を委任する。

記

1. 代理人の所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
山王パークタワー

---

  2. 代理人の名称 ドイチェ・セキュリティーズ・リミテッド  
東京支店  
代表者 日本における代表者 ジョン マクファーレン
- 

以 上

## POWER OF ATTORNEY

We, DWS Investment GmbH, a company incorporated in Germany and whose registered office is at Grüneburgweg 113-115, 60612 Frankfurt/Main, Germany, HEREBY APPOINTS the person set out in Schedule 1 to be its true and lawful attorney (the "Attorney") with full power to act as described in Schedule 2 and to do any and all other acts and things as may be deemed necessary or incidental in relation thereto AND we hereby undertake to ratify everything which the Attorney shall lawfully do or purport to do in connection therewith.

### Schedule 1: Name of Attorney

Mr. John Macfarlane  
Branch Manager  
Deutsche Securities Limited, Tokyo Branch  
Sanno Park Tower  
2-11-1 Nagatacho  
Chiyoda-ku, Tokyo 100-6171  
Japan


### Schedule 2: Nature of Power

1. to make and submit the Notification of the Standardized Dates stipulated in Article 27-26, Paragraph 3 of the Japanese Securities and Exchange Act;
2. to make and submit Reports and Notifications stipulated in the Japanese Securities and Exchange Act, Chapter 2-3 the "Disclosure Requirements for the Situation of Substantial Ownership of Shares etc.";
3. to send copies of such Notification and Reports; and
4. to submit Subsequent Reports concerning the same issue.

IN WITNESS HEREOF we have caused the Common Seal of DWS Investment GmbH to be affixed to this Deed in accordance with German Law on the 26 day of November, 2002.

THE COMMON SEAL OF  
DWS Investment GmbH  
was here unto affixed to this Deed  
in the presence of :

  
print name: Rai Ring

  
print name: Susen Seidel

委 任 状

デー ヴェー エス インベストメント ゲーエムベーハー  
名 称 (DWS Investment GmbH)

---

当社は、下記の者を代理人と定め、日本国における証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する権限を委任する。

記

1. 代理人の所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
山王パークタワー

---

  2. 代理人の名称 ドイツェ・セキュリティーズ・リミテッド  
東京支店
  - 代 表 者 日本における代表者 ジョン マクファーレン
- 

以 上